

62

『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』『十四経穴治法』の 関係について

谷田 保啓

たにだ鍼灸院

【はじめに】

『鍼灸要法』（岩田利斎著 (?-?), 6巻, 貞享3〔1686〕年刊）は『靈枢』『素問』を主とし『鍼灸聚英』『鍼灸資生経』等を典拠に著された鍼灸書である。

2019年末, 長野仁先生より東京国立博物館蔵『鍼灸要穴法』（2冊, 著者刊行年未詳）の存在をご教授頂き『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』を検討したところ記載内容が酷似していた。また『十四経穴治法』（著者未詳, 貞享元〔1683〕年刊）は経穴の主治が記載されている経穴書で『鍼灸要法』の刊行年に近く、『十四経治法俗解』（岩田利斎著, 刊行年未詳, 散佚）と書名が似ている。『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』『十四経穴治法』の関係について今まで検討されていないため, これらを比較検討し江戸期の鍼灸書の様相を考察した。

【結果】

『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』はほぼ同一の記載内容だった。違いは『鍼灸要法』が和文で読み仮名が振られていたのに対し『鍼灸要穴法』が漢文で読み仮名がなく、『鍼灸要穴法』にしか見られない条文や朱色の記載が見られたことだった。

『鍼灸要穴法』における2冊の題箋は「教法 天」「治方 人」と確認できた。「教法 天」の内容は『鍼灸要法』巻之一, 巻之二, 巻之三と同一であったが, 四診法と詳細な脈診法は『鍼灸要法』になかった。「治方 人」の内容は『鍼灸要法』巻之五, 巻之六と同一であった。しかし『鍼灸要穴法』に経絡流注と取穴の記載はなく、『鍼灸要法』巻之四は記載されていた。

『鍼灸要法』と『十四経穴治法』は異なる記載内容だった。『鍼灸要法』巻之四は経絡流注と取穴に対し『十四経穴治法』は経穴の主治であったため, 一致する条文はなかった。また『鍼灸要法』巻之四には見られない各経穴による鍼灸禁忌, 灸の壮数, 鍼の刺入深度の記載が『十四経穴治法』にあった。両著の類似点は和文で経絡経穴を説明する順, 漢字に読み仮名が振られている点, 風市穴の経穴名と説明がないことだった。

【考察】

『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』については, ほぼ同一の記載内容であること, 『鍼灸要穴法』に記されている朱色の記載が『鍼灸要法』で改められていること, 漢文の『鍼灸要穴法』から和文の『鍼灸要法』に成書し直したと推測できることから『鍼灸要法』の草稿版が『鍼灸要穴法』であり岩田利斎の著書であると考えられる。

また『鍼灸要穴法』は『鍼灸要法』巻之四以外ほぼ同一である。そのことから『鍼灸要穴法』には『鍼灸要法』巻之四と同一の経絡流注と取穴を記載した題箋「地」の書が存在する可能性があり, 小生が取量した範囲では確認できていないが, 天地人の3冊で『鍼灸要穴法』が構成されていたと考えられる。

『鍼灸要法』と『十四経穴治法』については『鍼灸要法』巻之四は流注と取穴が主であり『十四経穴治法』は主治が主である。両書のテーマは異なり『鍼灸要法』と『鍼灸要穴法』のような記載の同一性もないことから関係は形式的に薄いと考えられる。また上記で推測する『鍼灸要穴法』題箋「地」と『十四経穴治法』との関係も形式的に薄いと考えられる。

しかし『十四経穴治法』と『鍼灸要法』の書き方が似ているように思われ, その一例が『十四経穴治法』は経穴名に枠があり『鍼灸要法』も文献名に枠があるため, 条文中強調する箇所には枠をつけるところから『十四経穴治法』が岩田利斎の著書という関係はさらなる調査検討を要するが否定できない。

【結語】

今まで研究された『鍼灸要法』の印象は鍼灸臨床に即した書で岩田利斎は臨床家ということと, 和文で平易に読める教科書的な鍼灸書ということだった。今回『鍼灸要法』の草稿版が『鍼灸要穴法』であるという考察から『鍼灸要法』は通俗書ではなく, 研究書『鍼灸要穴法』から教科書『鍼灸要法』を経た背景がみられる。それは教科書的な鍼灸書が成書される過程の一例と考えられる。

『十四経穴治法』が岩田利斎の著書であるかは今後も調査検討を要する。